

りそなファクシミリ振込サービスご利用規定
(2020年3月改定)

第1条 サービス内容

- (1) りそなファクシミリ振込サービス（以下「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下「お客さま」といいます。）からのファクシミリによる振込依頼に基づき、あらかじめ指定されたお客さま名義の預金口座（以下「決済口座」といいます。）からご指定金額を引落しのうえ、お客さまが指定した当社本支店あるいは当社以外の金融機関本支店の預金口座（以下これらを総称して「振込指定口座」といいます。）へ振込を行う場合に使用することができるものとします。
- (2) 当社がお客さまの依頼を受けて受託する事務の内容は、本サービスを利用した総合振込事務（以下「総合振込」といいます。）および報酬・給与・賞与等の振込事務（以下「給与振込」といいます。）とします。

第2条 振込の受付等

- (1) 本サービスにより振込を依頼する場合は、振込明細を当社所定の振込依頼書（以下「振込依頼書」といいます。）にご記入のうえ、お客さまが占有管理する当社指定機種のファクシミリにより当社所定のご利用時間内に受付センター宛送信してください。
- (2) 当社は、お客さまから送信された振込明細を文字認識装置で読み取り、その読み取り結果をお客さまご指定のファクシミリ宛確認書（以下「確認書」といいます。）または修正連絡書をもって返信します。お客さまは、返信内容と振込依頼書の内容とを照合し、万一、誤りがある場合もしくは読み取りができなかった場合には、振込依頼書の当該部分を当社所定の方法により訂正して再送信してください。
- (3) 当社からの返信内容に誤りもしくは読み取り不能がないことを確認した場合には、お客さまはプッシュホンより当社所定の方法で当社が振込手続を行うための指示（以下「振込依頼」といいます。）をしてください。
なお、当社所定のご利用時間内に振込依頼がなかった場合、当該振込依頼はなかったものとみなします。
- (4) 振込依頼の際に当社が確認した企業コード、暗証番号および確認書番号と、当社があらかじめ指定した企業コード、お届けの暗証番号および確認書番号が一致した場合、当社は正当なお客さまからの振込依頼とみなして振込手続を行います。
なお、当社に振込依頼したのちは振込明細の変更または取消はできないものとし、暗証番号の誤使用、解約のお申出等により本サービスの取扱いを停止した場合であっても、その停止前に受付けた振込依頼については振込手続を行います。

第3条 総合振込の取扱い

- (1) 本サービスのうち、総合振込の取扱いは、次の各項の定めによるものとします。
- (2) お客さまが指定する振込指定口座は、当社本支店または「全国銀行データ通信システ

ム」に加盟している金融機関本支店の普通預金（総合口座を含みます。）、当座勘定および貯蓄預金とします。

- (3) 当社に振込を依頼するに際しては、事前に振込指定口座の確認を行ってください。
- (4) 振込依頼はあらかじめ指定された日時までに当社所定の方法で行ってください。
- (5) 当社は前条の振込依頼に基づき、振込手続を行います。
- (6) 当社は振込受取人に対し、入金通知は行いません。

第4条 給与振込の取扱い

- (1) 本サービスのうち、給与振込の取扱いは、次の各項の定めによるものとします。
- (2) お客さまが指定する振込指定口座は、当社本支店または「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関本支店の普通預金（総合口座を含みます。）および当座勘定とします。
- (3) 当社に振込を依頼するに際しては、当社所定の給与振込口座確認の方法により事前に振込指定口座の確認を受けるものとします。
- (4) 振込依頼はあらかじめ指定された日時までに当社所定の方法で行ってください。
- (5) 当社は第2条の振込依頼に基づき、振込手続を行います。
- (6) 当社は振込受取人に対し、入金通知は行いません。
- (7) 給与振込金の支払開始時期は、振込指定日（取組指定日）の午前10時からとします。

第5条 振込先の事前登録

- (1) お客さまは当社所定の方法により振込先の銀行名、支店名、預金種目、口座番号、受取人名をあらかじめ受付センターに登録することができるものとします。（以下「事前登録」といいます。）
- (2) 事前登録を行った振込先に対しては、登録された振込先に対し当社が任意に割当てた番号（以下「登録番号」といいます。）を記入することにより、当該振込先の銀行名、支店名、預金種目、口座番号、受取人名を記入することなく振込依頼を行うことができるものとします。
この場合、当社は該当の登録番号を割当てた振込先に対し振込依頼が行われたものとして取扱います。
- (3) お客さまは、当社所定の方法により、事前登録された振込先の銀行名、支店名、預金種目、口座番号、受取人名の照会ならびに削除ができるものとします。ただし、削除については事前登録が行われた翌営業日以降に行えるものとします。

第6条 振込資金

- (1) 総合振込の振込資金は、振込指定日（取組指定日）の前営業日までに当社に交付するものとします。給与振込の振込資金は、振込指定日の3営業日前までに当社に交付す

るものとし、また残高不足の場合には、振込を中止させていただく場合や、給与振込としてのお取扱いができない場合がございますので 予めご了承ください。

- (2) 振込資金は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書または小切手なしで決済口座から口座振替の方法により引落します。

第7条 手数料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当社所定の取扱手数料および振込手数料（いずれも消費税相当額を含みます。以下これらを総称して「手数料」といいます。）を支払っていただきます。
- (2) 手数料は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）または当座勘定規定にかかわらず、当社所定の振替日に預金通帳および払戻請求書または小切手なしで決済口座から自動的に引落します。ただし、手数料の支払方法について別途契約がある場合はその契約によります。

第8条 暗証番号の機械登録

本サービスに係る暗証番号は、セキュリティの面から機械登録による保存とし、書面での保存は行いません。

第9条 免責事項

- (1) 通信機器、回線およびコンピューター等の障害ならびに電話の不通等当社の責によらない事由により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については当社は責任を負いません。
- (2) 振込依頼の際に当社が確認した企業コード、暗証番号および登録番号と、当社があらかじめ指定した企業コードならびにお届出の暗証番号および登録番号との一致を確認して本サービスに基づく委託事務を行った場合には、企業コードおよび暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。
- (3) 第2条(4)に基づき振込手続を行ったものについては、お客さまの意図した依頼内容と振込依頼の際に当社が確認した最終の確認書の振込明細とが相違していたとしても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。
- (4) 前各項の他、本サービスに基づく委託事務の取扱について、当社の責に帰することのできない事由により生じた損害については、当社はその損害賠償の責を負いません。

第10条 届出事項の変更・解約

- (1) 暗証番号、決済口座等届出内容に変更がある場合には、当社所定の書面によりお取扱店に直ちにお届け下さい。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

- (2) 本サービスは、当事者の一方の都合で通知によりいつでも解約することができます。ただし、所定の手数料の未払いが生じた場合、あるいはお届けの電話番号によりご連絡がとれない状況が生じた場合には、当社は通知を省略し、この契約を解約することができるものとします。また、当社に対する解約の通知は当社所定の書面によるものとします。
- (3) 届出事項の変更または解約は、当社の手続が完了したときより有効とします。
- (4) 前項の手続完了前に生じた損害については当社は責任を負いません。

第 11 条 契約期間

本サービスの契約の当初契約期間は契約日から起算して 1 年間とし、お客さままたは当社から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

第 12 条 合意管轄

本サービスに関する紛争については、当社本店またはその取扱営業店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第 13 条 規定の変更

- (1) 当社は、りそなファクシミリ振込サービスご利用規定（以下「本規定」といいます。）の変更が利用者の一般の利益に適合する限り、または、本規定の変更が、本サービスの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な範囲内で、本規定を変更することができるものとします。この場合、当社は、本サービスホームページ上の「りそなファクシミリ振込サービスご利用規定」を改定し掲示します。
- (2) 当社は、前項の掲示で指定した日（以下「変更日」といいます）以降は、変更後の規定により取扱い、変更日以降に契約者が本サービスを利用された場合、変更後の利用規定の内容について異議なく承諾されたものとみなしますので、契約者は本サービスを利用する際には、本サービスホームページ上の利用規定をご確認のうえご利用ください。
- (3) 契約者は、第 1 項の利用規定の変更に同意されない場合、この契約を解約することができます。この場合の手続は、第 10 条の規定を準用するものとします。

以上